

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者の皆様へ

「宮古市中小企業者等事業継続給付金」

制度のお知らせ

感染症拡大の影響により売上が減少し、事業継続のため緊急に資金を必要とする市内事業者に対して、給付金を支給します。

※宮古市が単独で行う取り組みです。国の支援策とは異なりますのでご注意ください。

給付内容

対象	感染症拡大の影響により令和2年2月以降の売上が減少した市内に事業所・店舗等を構える中小企業、小規模事業者、個人事業者等（農業・林業・漁業の産業に分類される業種は、個人事業者を除く）
給付額	1事業者 20万円
申請受付	期日 令和2年5月1日(金)から ※5月中は土日祝日も受け付けます 時間 午前9時～午後5時
申請場所	◆5月1日(金)から10日(日)まで 宮古市市民交流センター1階 受付会場(宮古市宮町一丁目1番30号) ◆5月11日(月)以降 宮古市役所2階 産業支援センター(宮古市宮町一丁目1番30号) ※受付会場が変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

申請に必要なもの

※裏面の「申請書兼請求書」をご使用ください。

申請書、法人代表者・事業者の印

※申請書は市産業支援センター、田老・新里・川井の各総合事務所で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

事業を行っていることが確認できる書類

例：登記事項証明書、確定申告書、営業許可証などの写し

申請書に記載の売上高が確認できる書類

例：決算書、確定申告書、売上台帳などの写し。新規創業者は別途ご相談ください。

振込指定口座の通帳等の写し(申請者本人の口座に限ります。)

本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

※法人代表者・事業者本人が持参しない場合は、委任状及び委任状を持参した代理人の本人確認ができる身分証明書

問い合わせ

宮古市産業振興部 産業支援センター (TEL : 0193-68-9092 ・ 68-9097)